

中小企業等による感染症対策助成事業を開始します

～従前の支援事業をリニューアルし、ガイドライン等に基づく幅広い取組をサポート～

東京都では、中小企業の皆様が感染防止対策として、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った取組を行う際の支援事業を、令和2年6月より実施してきました。

令和3年1月からは、消耗品の共同購入費も対象に追加した新たな支援事業を開始します。このたび、事業の詳細やお問い合わせ窓口などが決まりましたのでお知らせします。

事業の詳細

(1) 事業内容

- ・ 新しい支援事業では、(A)(B)の2コースを設定します。

〔共通条件〕

- 助成対象者：都内中小企業者（会社及び個人事業主）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、中小企業団体等
- 助成内容：ガイドライン等に基づく感染予防対策に必要な費用
- 助成率：2/3以内

区分	(A) 単独申請 【対象】備品購入、内装・設備工事	(B) グループ申請 【対象】消耗品の共同購入
利用条件	個別の中小企業者等による単体申請	3事業者以上の中小企業者等による共同申請 (中小企業団体等は単体申請も可)
対象経費	<u>備品購入費</u> (例)サーモカメラの購入等 (注)1点あたり購入単価が10万円(税抜)以上 <u>内装・設備工事費</u> (例)換気設備やパーティションの設置工事等	<u>消耗品の共同購入費</u> (例)アクリル板、消毒液、CO2濃度測定器の購入等 (注)1点あたり購入単価が10万円(税抜)未満
助成限度額	50万円 (申請下限額10万円) ・内装・設備工事を含む場合は 100万円 ・換気設備の設置を含む場合は 200万円 ※ <u>上記の助成限度額は、1店舗(事業所)ごとに適用されます。</u>	30万円

※ 1事業者につき最大で、各コース1回ずつ助成が受けられます(申請内容の重複は不可)。

(2) 申請受付期間 令和3年1月4日(月)～令和3年2月26日(金)

(3) 助成対象期間 令和3年1月4日(月)～令和3年4月30日(金)

(4) 申請方法 詳細は令和3年1月4日に開設予定の中小企業振興公社ホームページ「中小企業等による感染症対策助成事業」の募集要項をご覧ください。

- ①東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード
- ②申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付

<お問い合わせ窓口> 中小企業等による感染症対策助成事業事務局

電話 03-4477-2886 ※令和3年1月4日(月)13時より

問い合わせ先 (事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課
電話 03-5320-4726
(助成金に関すること) 東京都中小企業振興公社
電話 03-3251-7871